

## 難民教育の歴史と理念 —国際機関と創価大学の取り組みから—

創価大学平和問題研究所 助教 蔦 木 文 湖  
ワールドランゲージセンター 講師 渡 辺 哲 子

### はじめに

難民への教育は、多様な価値観を尊重する社会と人間の安全保障が着目する持続可能な個人の自立のために重要な役割を果たすとともに、すべての難民の基本的人権である。

難民が学校教育や職業訓練を受けることで、受け入れ国での地域社会に馴染み、また、難民を受け入れた学校は、難民との交流を通して多文化教育が可能になり、難民教育の双方向性を実現することができる。さらに、教育を受けた難民が受け入れ国から帰国した場合には、祖国の発展に貢献する知見や技術をもたらすことになり、難民自身の将来の選択肢も広がる。

しかし、難民の初等教育、中等教育、高等教育進学率は低迷しており、2000年代から難民教育を研究してきた Dryden-Peterson と Gills は、2010年に出版された難民の高等教育に関する論文集の序文で、初等教育、中等教育、高等教育のつながりは、教育学においてある段階から次の段階への移行というパイプラインとみなされているが、難民にとってこれらの段階が連続的でスムーズなものであることは稀であり、それぞれの段階が非常に狭い機会となっていることを指摘し、これを壊れたパイプラインと呼んだ。また Arar は、世界の難民制度が単なる人道支援から、教育や職業訓練へのアクセスにより脆弱

な人々の自立と尊厳を回復し、受け入れ社会への統合を促進するのに役立つというより発展的なアプローチへとその重点を移していることを指摘している<sup>1)</sup>。そして、なかでも高等教育が難民の帰属意識を高め、受け入れ国との絆を深めるのに役立つとする。このような研究は2015年のシリア難民危機以降、受け入れ国での取り組みについて行われるようになってきたものの、高等教育のみならず、難民教育そのものに対する研究や関心はまだ高くなく、紛争や内戦のために深刻な人道危機が生じ、時々刻々と変化する難民のための教育がどのように発展してきたかは明らかにされていない状況である。

本論文の構成は、第1章で難民教育の歴史と変遷を概観し、第2章で国際機関による難民教育支援の理念と現在の活動について述べ、第3章で創価大学における難民教育支援の取り組みを検証し、第4章で「SGIの日」記念提言で創価大学創業者・池田大作先生が論じられてきた、人権・教育・難民に関する思想を考察する。

本論文の目的は、難民教育の歴史とその活動を支える理念について論じ、国際機関と連携した難民教育支援のモデルとして、日本の高等教育機関である創価大学の取り組みを事例として取り上げ、難民教育の全体像と課題をいま一度明らかにし、難民教育のあるべき方向性と展望を示し、課題解決の方途を探ることである。本論文が難民教育に関心を持つすべての人々にとって理解の一助となることを願ってやまない。

## 1. 難民教育の歴史

シリア難民危機が起こった2015年以降、中東の難民の間で高等教育への強い願望があり、国際社会も難民の高等教育に特別な関心を向けるようになった。特に、ドイツ、カナダ、トルコなどが難民の高等教育に力を入れている。高等教育が難民の居住国との帰属意識や結びつきを発展させるのに役立つことが指摘されているのである<sup>2)</sup>。そこで、この章では、難民教育の歴史を概観する。

### 1.1 第一期（1945～1980年代後半）：国際機関による協力

第二次世界大戦後、難民の教育は4つの期間に分けて整理することができる<sup>3)</sup>。最初の期間は1945年から1980年代半ばまでであり、国際機関の協力が始まった時期と位置付けられる。

第二次世界大戦後のヨーロッパでの難民危機とこれに続く冷戦、植民地の独立運動の台頭において、国連は難民の教育に責任を負うべきだと考えた<sup>4)</sup>。そして、1951年に採択された難民条約第22条では、難民に対して初等教育に関しては国民と同じ扱いをすることを規定している。また、さまざまな段階での難民の教育を支援する必要性も含んでいた<sup>5)</sup>。

当初、難民教育の任務を担う世界的な機関は、国連教育科学文化機関（UNESCO）であった。1951年には、UNESCOと国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の合意により、UNESCOが多くの技術的経営的スタッフをUNRWAへ出向させ、パレスチナ難民の子どもたちに対する教育プログラム（Educational Programme）の技術的責任を担っていくことになった。さらに、1953年にはアラブ諸国の代表、UNRWA、UNESCOとの間で、受け入れ国政府の教育システムと教育カリキュラムにUNRWAの教育プログラムが従うべきであるとの合意も成立した。これは、UNRWAが提供しない中等教育へパレスチナ難民の学生たちが参加することを可能にし、高等教育への最初のステップとなる政府の試験の受験を可能にするものであった。そして、1955年にはパレスチナ難民の高等教育の奨学金も開始している<sup>6)</sup>。

一方、1967年にはUNESCOと国連難民高等弁務官（UNHCR）が覚書に署名し、正式にUNHCRが難民教育の任務を引き受けることとなった。そして、初等教育はGeneral Programme、中等、高等、職業教育はEducational Accountにより、助成が開始されていった。また、1966年にはUNHCRが1,000件の奨学金を提供する高等教育奨学金プログラムを開始し、1982年に1,200人、1987年には3,950人と、支援を受ける難民の数は増加していった<sup>7)</sup>。さらに、1970年代半ば以降は、前期中等教育についてはUNHCR Annual Programmeによる助成を行い、1989年からはこのプログラムに後期中等教育も含むようになった。

このように、国際機関は初等、中等、高等教育の各レベルで教育プログラムにより主導的な役割を果たしたが、1980年代半ばまでは、これらの組織の教育における役割は非常に限定されていたとの指摘もある<sup>8)</sup>。

そして、1980年代には、アジア・アフリカでの政治的混乱と飢餓により難民が増加し、日本もインドシナ難民の流入に直面した。日本政府は一定数の難民を受け入れ、大和定住促進センター、姫路定住促進センターで3か月（のちに4か月）の日本語教育と日本文化、日本生活指導を開始した<sup>9)</sup>。この期間後、難民はそれぞれの定住地で教育を受け、受け入れを実施したアジア福祉教育財団は、難民とその家族のための一時支援金として教育訓練援助金を提供していった<sup>10)</sup>。さらに、当時の政府関係者の証言によると、インドシナ難民の一部には高等教育を受ける機会もあった。1981年には、日本の大学に進学する際に教育課程修了証明書の提出が困難であれば、口頭で教育課程を経たことを申告すればよいと、田中龍夫文部大臣が発表している<sup>11)</sup>。

また、この時期にカナダでは非営利組織のWUSC (World University Service of Canada)<sup>12)</sup>により難民学生を支援するプログラム (SRP: Student Refugee Program) が、またドイツではのちにドイツ政府とUNHCRによる難民学生支援プログラムに引き継がれるオットー・ベネッケ財団によるアジアやアフリカでの難民学生の支援プログラム<sup>13)</sup>が、それぞれ開始している。

第二次世界大戦後の難民への対応としてUNESCO、UNHCR、UNRWAなど各国際機関による難民の教育支援が開始され、その後、インドシナなどアジア、アフリカでの難民への対応が必要となる中で、国家や非営利の団体による支援が開始されていった。そして、その取り組みの目的は、出身国の将来の再建に結びつけることを中心として、それぞれの団体に委ねられていたといえるだろう。

## 1.2 第二期（1980年代半ば～2000年代）：すべての難民の子どもへの教育の重点化

第二期である1980年代半ばから2000年代にかけて、国際社会はすべての難民の子どもが初等教育にアクセスできるようにすること (Education for All)

を重視するようになった。

1989年の子どもの権利条約<sup>14)</sup>、基礎教育の無償提供を目指す1990年の万人のための教育宣言<sup>15)</sup>とともに、2000年のMDGs（ミレニアム開発目標）では「ターゲット2-A：普遍的な初等教育の達成（Achieve universal primary education）」で、2015年までにすべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにすることが目標として掲げられた。これにより、すべての人の教育を受ける権利に関する広範なコンセンサスが国際社会に形成され、特に、初等教育への普遍的なアクセスを達成するための取り組みが行われるようになった。

これに伴い、国際機関における難民の教育の主要な政策も、多くの難民に初等教育への普遍的なアクセスを集団的に確保することに方向転換をしていった。1985年にはUNHCRは難民教育プログラムの見直しを行い、個人の奨学金から難民全体の支援に重点を移行した。

その結果、この時期には難民キャンプでの教育が大規模に提供されるようになった。ただし、難民キャンプでの教育は、難民の子どもたちが国民とは別の学校に通うことを意味していた。その前提は、速やかな帰還を促進し、出身国への将来の参加を可能にすることを目的として、難民教育をカリキュラムと言語の点で出身国にできる限り近づけるものであった<sup>16)</sup>。

また、ヨーロッパでは冷戦崩壊後の東から西への難民が発生したが、難民への教育はEUの補完性原則のもとで各国の独自の取り組みに委ねられていた。しかし、1999年にアムステルダム条約に基づき、タンペレの欧州理事会で難民・移民についてのヨーロッパ共通政策の必要性が確立すると、EUによる移民・難民への教育への取り組みも優先事項の一つとして進められていくことになった。そして、2004年に理事会が採択した移民の統合政策に関する共通基本原則で、教育への取り組みが移民の社会統合に不可欠であると示された。また、欧州委員会もこの時期に、教育カリキュラムへの多様性の反映や、学校、親、移民コミュニティの協力の必要性を提起し、ヨーロッパ議会も就学前教育の必要性を強調するなど、ヨーロッパレベルで移民・難民への教育的取り組みが相次いで提案されていった<sup>17)</sup>。

国際社会・ヨーロッパにおいて、すべての難民の子どもたちへの教育の必要性が認識され、初等教育に重点的な取り組みが行われた。そして、特にヨーロッパでは社会統合が重視され、そのための難民の教育政策が提起されていったのである。

### 1.3 第三期（2010年代初頭～後半）：難民教育の国家教育システムへの統合

第三期となる2010年代には、難民の教育は難民キャンプでの教育から受け入れ国の国家システムへの統合へ大きな転換を遂げることとなった。難民状況が長期化する中、難民がキャンプではなく都市部に住むことが一般的になりつつあった。その結果、難民は帰国するよりも受け入れ国での将来を考えるようになった。しかし、UNHCRを通じた教育は、初等教育に焦点が当てられており受け入れ国での高等教育や経済的機会には結びつかず、むしろ受け入れ国での高等教育や経済的な機会からの孤立という結果がもたらされたからである。

そこで、2012年、UNHCRはグローバル教育戦略（GES）を発表し、教育カリキュラムと言語学習を国家システムに統合することを目指していった<sup>18)</sup>。

そして、2016年までにUNHCRは難民教育の提供に関して各国教育省や難民局と正式な合意を締結し、教育カリキュラム、言語などの国家システムへの統合を進めていった。しかし、国家システムに統合された教育を通じて、難民は受け入れ国で経済的、政治的、社会的に参加することが目指されたが、状況の改善はかなり困難だった。

### 1.4 第四期（2010年代後半～現在）：GCR以降の難民の高等教育の重点化

第四期となる2010年代後半から現在にかけて、シリアや他の国からの大量の難民が発生し、その対応策として2018年12月に国連総会で採択されたのが、難民に関するグローバルコンパクト（GCR<sup>19)</sup>）である。これは世界の各国政府に新しいモラルと政治的な約束を促すものとなり<sup>20)</sup>、これをもってこの年は難民・移民の保護にとって歴史上重要な年となったと位置づけられる。GCRが提案した主要なポイントの1つは補完的な経路であり、これは難民の高等教育を優先事項として焦点を当てるものであった。

難民の受け入れ社会が必要な支援を受け、難民が生産的な生活を送れるようにするための枠組みとして、国際社会はこれを承認。難民の受け入れのための補完的経路により難民の保護や解決策へのアクセスを容易にすることで、受け入れ国や社会との連帯を表明するものであった。また、適切な保護手段を組み込んだ、より体系的、組織的、持続可能な形で補完的な経路を難民に提供する必要性を提示し、3年間（2019-2021）の再定住と補完的経路に関する戦略を通じてこれをおこなうことを求めた<sup>21)</sup>。

補完的経路による保護として具体的に想定されているのが、人道的受け入れ、民間またはコミュニティによる支援プログラム、人道的ビザ、家族の再統合、教育および労働の機会である。補完的な保護措置の1つが、難民の高等教育であり、教育に重点を置いて難民の自立を強化することが、GCRの目的の中心でもあった<sup>22)</sup>。

これは、2019年に UNHCR が発表した *Refugee Education 2030: A Strategy for Refugee Inclusion*<sup>23)</sup> および2030年までに難民の高等教育の割合を15%に増やすことを目指した15by30戦略に反映されている。15by30戦略の具体的な取り組みとして戦略的ロードマップが提示されたが、これは国立大学への入学、技術・職業教育訓練 (TVET)、一貫的な高等教育プログラム、UNHCR 高等教育奨学金、第三国への入国のための補完的な教育経路という、高等教育への5つの経路を中心に構成されている。この戦略は、難民の高等教育の機会が難民自身の経済的および社会的エンパワメントに貢献し、彼らの自立を高めるだけでなく、受け入れ社会にも多大な利益をもたらすことを目指している。

一方で、シリアから近隣国に脱出した難民と比較して、ヨーロッパに入ってきた人々は明らかに裕福で、その大半が高等教育を修了、残りのほぼ全員が中等教育の修了者であったとの指摘もあり、紛争後のシリアが低教育水準の社会になってしまうことも危惧されている<sup>24)</sup>。しかし、2022年のロシアによる侵攻で生じたウクライナ避難民の人々に対する教育支援も、重要なテーマとなっている。国際的に難民の教育、なかでも高等教育による補完的な受け入れは重要になっていったことが考えられる<sup>25)</sup>。



このように、四期にわたる難民の教育の歴史では、まず国際連合が国連システム内で難民の教育を提供し始めたことに起点があるといつてよい。また、インドシナ難民の受け入れに際し、日本政府は日本語教育や高等教育の必要性を認識していた。一部の日本政府関係者は難民を日本の社会に統合することに献身的であったと言えるが、現実には高等教育への制度的な支援はなく、最小限の教育支援では難民を日本社会に統合させることはできなかつたと言わざるを得ない。

その後、国際社会ではすべての子どもに初等教育を提供するという「すべてのための教育」のコンセプトの下で難民の教育に重点が置かれた。しかし、このアプローチは難民が難民キャンプで生活し教育を受けることを前提としており、難民の状況が長期化し、彼らが帰国することが困難である状況に適合しないという問題を露呈することとなった。このような課題が明らかになるにつれて、2010年代には難民の教育を国家の教育システムに統合する必要性が強調され始めた。しかし、受け入れ社会との関係改善の目標を達成することは、いまだ困難な状況である。一方で、その後、2010年代半ばに難民危機が発生したことで、補完的な経路や受け入れ国での連帯と包摂の支援の必要性がますます議論される中、その優先的な取り組みの一つとして難民の高等教育支援が本格化するのである。

## 2. 難民教育の理念と現状

これまでみてきたように、UNHCR、UNESCO、UNRWAなどの国際機関が、難民に関する条約や国際的な合意文書に基づき第二次世界大戦後の難民教育を担ってきた。さらに、EUはヨーロッパでの難民の増加により、また国連児童基金（UN Children's Fund: UNICEF）は子どもの人権の重要なテーマとして、それぞれ難民教育にかかわるようになってきたといえる。そこで、この章ではこの5つの国際機関、地域機関による難民教育の取り組みの理念と現状について論じ、難民教育の課題について明らかにしたい。



## 2.1 UNHCR による難民教育

UNHCR の難民政策を支える基本的な理念として、第二次世界大戦後に深刻化した難民問題の解決のために1951年に国連外交会議で採択され、1954年に発効された「難民の地位に関する条約 (Convention Relating to the Status of Refugees)」と、子どもの人権を包括的に保障するために1989年に国連総会で可決され、1990年に発効された「子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child)」があげられる。

「難民の地位に関する条約」の名称が示すように、この条約は、難民の法的地位を規定し、難民問題の解決の国際的な協力を促すために採択された。1967年には、この条約の適用範囲を拡大し、第二次世界大戦前の難民にも適用されるように制定した「難民の地位に関する議定書 (Protocol Relating to the Status of Refugees)」が採択され、1970年に発効しており、これらの条約と議定書を合わせて「難民条約 (Refugee Convention)」と呼ばれている。

「難民の地位に関する条約」の第1条には、「難民」の定義として「難民とは、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員、政治的意見などを理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けられない者、または受けることを望まない者」と謳われ<sup>26)</sup>、難民の法的地位を包括的に規定するものとして最も広く受け入れられており、UNHCR の難民支援は、この難民の定義に基づいて行われている。

「子どもの権利条約」では、子どもは大人と同じく「権利の主体」であるとし、すべての子どもがもつ基本的人権と権利を定めている。この条約では、子どもが持つ権利には四つの原則があり、1) 差別のないこと、2) その子どもにとって最もよいことを第一に考えること、3) 命を守られ成長できること、4) 意見を表明し参加できることであるとし<sup>27)</sup>、子どもへの「教育」はこの権利が具現化されたものであるとしている。

UNHCR の難民支援の活動について検証する報告書の最新版である、「Global Trends Report 2022」によると、2023年時点で、強制的に故郷を追われた人々は8950万人に達し、史上最高の水準になった。そのうち、2900万人が難民であり、難民の半数以上は子どもである、と報告された。難民の子どもは、教育の機会における不平等に直面しており、難民の初等教育就学率は63%、中等教育就学率は24%、高等教育就学率は10%未満に留まっている<sup>28)</sup>。UNHCR は、難民の高等教育進学率を2030年までに15%に引き上げることを目標とし、以下の高等教育プログラムを運営している<sup>29)</sup>。

#### 難民高等教育プログラム (*Refugee Higher Education Program: RHEP*)

RHEP は、難民や同様の状況にある人々が、高等教育を受けられるように奨学金を提供するプログラムである。日本では、このプログラムを UNHCR 駐日事務所と特定非営利活動法人の国連 UNHCR 協会が運営しており、創価大学を含めた15の大学が RHEP の「パートナー大学」として学部と大学院で日本に住む難民に高等教育を提供している<sup>30)</sup>。

#### アルベルト・アインシュタイン・ドイツ学術難民基金 (*Deutsche Akademische Flüchtlings Initiative Albert Einstein: DAFI*)

DAFI は、1992年にドイツ政府が創設し UNHCR が運営する奨学金プログラムで、難民の優秀な学生に知識やスキル、リーダーシップを習得する機会を与えることで、避難時や帰還時に受け入れ国やコミュニティにおいて平和的共存を可能にすることを目的としている。これまでに、52カ国で約8,000人の難民がこのプログラムにより高等教育を受けている<sup>31)</sup>。

#### 難民専門学校教育プログラム (*Refugee Vocational Education Programme: RVEP*)

RVEP は、難民に職業訓練学校や専門学校に通う機会を提供する奨学金プログラムで、日本では、UNHCR 駐日事務所、一般財団法人 JELA、公益財団法人 ウェスレー財団が共同で運営している。このプログラムの目的は、難民の学

生に、職業に必要な知識やスキルを習得する機会を提供し、受け入れ国や帰還時において、難民の社会参加や自立支援を促すことである<sup>32)</sup>。

### コロナ禍における難民教育：Innovation Service (INS) プログラム

INS プログラムは、新型コロナウイルスの感染拡大によって深刻化した難民が抱える諸問題に対応するため、UNHCR のイノベーション部門が主導し、各国の UNHCR 事務所が運営するプログラムであり、ヨルダンの難民キャンプでは、子どもたちがオンラインでの学習を行えるようにパソコンやタブレット端末、インターネットの提供により難民教育の支援を継続した<sup>33)</sup>。

以上のような、難民教育プログラムが運営されているが、難民の包括的な教育支援を進めている UNHCR の難民教育活動を検証する報告書の最新版である、「UNHCR Education Report 2023」によると、第2章に、難民教育の課題として、資金調達不足、教師の養成、受け入れ国の教育システムやカリキュラムとの調整、言語や文化の違いによる適応、難民の移動による教育の継続性の確保などがあげられている<sup>34)</sup>。

## 2.2 UNESCO による難民教育

UNESCO による難民教育は、教育に関する国際会議において採択された合意文書に掲げられた理念や到達目標に基づき行われている。現在の難民教育支援に関する重要な国際合意文書として、「教育2030：インチョン宣言およびその行動枠組み」があげられる。この「インチョン宣言」と呼ばれる合意文書は、2015年5月に韓国の仁川（インチョン）で開催された「世界教育フォーラム」において採択された、2030年までの教育目標と行動枠組みであり、第5項に、「教育は、人類共通の財産であり、すべての人に平等に保障されるべき権利である」<sup>35)</sup>と謳われている。

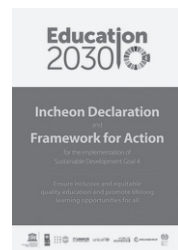


図1：「教育2030 インチョン宣言およびその行動枠組み」の表紙

「インチョン宣言」の原題「Education 2030: Incheon Declaration and Framework for Action for the Implementation of Sustainable Development Goal 4」(図1)が示すように、この合意文書は、国連持続可能な開発目標(SDGs)の第4番目の目標である、「質の高い教育をみんなに(Quality Education)」、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」<sup>36)</sup>と関連しており、2030年までにSDG 4の目標を達成するための行動枠組みについて定めている。

2015年5月の「世界教育フォーラム」で採択された「インチョン宣言」に続き、2015年11月にフランス・パリのユネスコ本部で、教育に関する国際会議である「Education 2030ハイレベル会合」が開催され、この国際会議では、SDG 4「質の高い教育をみんなに(Quality Education)」を達成するために、グローバル、国家、地域レベルでの具体的な施策を定めた「Education 2030行動枠組み(Education 2023: Framework for Action)」が採択された。この会議には、約80カ国の教育大臣や国連機関、市民社会、民間の代表者が参加した<sup>37)</sup>。表1は、現在、各国の教育政策に重要な影響を与えてきた、教育に関する主な国際会議である。2016年6月にアメリカ創価大学(SUA)で開催された「世界教育者サミット」は、創価大学の創立者・池田大作先生が、1984年8月25日に発表した、「教育の目指すべき道—私の所感」の中で具体的に提案した「世界教育者会議」が実現したものである<sup>38)</sup>。

表1：教育に関する主な国際会議

1990年3月	「万人のための教育世界会議」	タイ・ジョムティエン
2000年4月	「世界教育フォーラム」	セネガル・ダカル
2000年9月	「ミレニアム開発目標」	アメリカ・ニューヨーク国連本部
2015年5月	「世界教育フォーラム2015」	韓国・インチョン
2015年9月	「持続可能な開発目標」	アメリカ・ニューヨーク国連本部
2015年11月	「Education 2030ハイレベル会合」	フランス・パリユネスコ本部
2016年6月	「世界教育者サミット」	アメリカ・オレンジ郡アメリカ創価大学(SUA)
2018年12月	「グローバル教育2030会合」	ベルギー・ブリュッセル
2019年7月	「SDGs ハイレベル政治フォーラム」	アメリカ・ニューヨーク国連本部

2021年5月 「ユネスコ・グローバル教育会合」 オンライン

---

UNESCO が発行する、難民の教育に関する課題と解決を探る報告書、「Global Education Monitoring (GEM) Report」の最新版である2023年版では、報告書を貫くテーマとして、「教育におけるテクノロジー」について論じられており、教育分野における包摂 (Inclusion) と革新 (Innovation) の促進が重要であるとしている<sup>39)</sup>。この報告書の2020年版では、第3章で難民教育について論じられており、難民は教育の機会が不平等であり、SDG 4 「質の高い教育をみんなに (Quality Education)」の達成には、難民の包摂が必要不可欠であるとしている<sup>40)</sup>。また、難民教育の質と効果を高めるために、1) 難民の権利を保護する、2) 難民を国家の教育システムに組み込む、3) 言語や費用に関する難民のニーズに応える、の三つの要素が重要であるとし、難民教育の課題として、避難先での異なる言語で教育を受けることの難しさが指摘されている。

### 2.3 UNRWA による難民教育

UNRWA は、特にパレスチナ難民を直接救済することを目的として、1949年12月に国連総会にて決議され、1950年から活動を開始している国際機関である。UNRWA が活動する主な地域は、ヨルダン、レバノン、シリア、ガザ、また東エルサレムを含むヨルダン川西域であり、これらの地域には約500万人のパレスチナ難民が登録されている<sup>41)</sup>。UNRWA が行うパレスチナ難民支援は、教育、保健、社会福祉、難民キャンプのインフラ整備、小規模融資、武力紛争時の緊急援助<sup>42)</sup> であるとしているが、その活動を見ると、支援地域での学校運営と無償の基礎教育提供など、教育分野に重きをおいていることが分かる。



図 2 : UNRWA のロゴマーク

### 学校運営と初等教育の無償提供

UNRWA は、その支援地域である、ヨルダン、レバノン、シリア、ガザ、ヨルダン川西岸の5つの地域で702の学校を運営し、約55万人のパレスチナ難民の学齢期の子ども達に無償で初等教育を提供している<sup>43)</sup>。UNRWA が設立された目的である、パレスチナ難民に特化した教育支援の特徴として、UNRWA が運営する学校では、国連が掲げる「世界人権宣言」第26条の「教育は基本的人権である」<sup>44)</sup> との理念に基づいた教育を行うとともに、パレスチナ人としてのアイデンティティを育てている。UNRWA が学校を運営する地域の一つであるヨルダンでは、2023年の時点で161の学校で約11万人のパレスチナ難民の子どもたちが無償で初等教育を受けており、ヨルダン公立校のカリキュラムと教材を使用すると共に、国連が定める人権に関する価値や原則についての補完教材も使用している<sup>45)</sup>。

### 技能・職業訓練の提供

UNRWA が支援する5つの地域には、8校の技能・職業訓練センターがあり、約8,000人のパレスチナ難民が教育を受けている<sup>46)</sup>。技能・職業訓練センターの科目は、自動車修理、電気工事、建築、美容、看護、コンピューター、ビジネスなど多岐にわたり、科目を修了すると国際機関、受け入れ国の公共機関や民間企業などで就労することができ、パレスチナ難民の雇用促進と社会参加に貢献している。

### 教員養成校の運営

難民教育支援に関する課題として、先に述べた「UNHCR Education Report 2023」にも指摘されているように、難民教育に携わる訓練を受けた教員が不足しており、教員養成が非常に重要といえる。UNRWA は、支援地域のヨルダンとヨルダン川西岸に各1校ずつ、計2校の教員養成校を運営しており、約2,000人の難民が教育理論、教育心理学、教授法などを学び、実習や研究も行っている<sup>47)</sup>。教員養成校を卒業したパレスチナ難民は、受け入れ国の学校で教師として勤務することができる。

UNRWA が運営する学校では、受け入れ国のカリキュラムや教材を使用していると述べたが、そのカリキュラム、教材等を分析し、国連やUNRWA が基づく教育理念に準拠するように改善を行う「UNRWA Curriculum Framework Review」を実施している<sup>48)</sup>。このカリキュラムや教材の検討では、以下の三つの基準<sup>49)</sup>に基づいてパレスチナ難民の教育制度や教材として適切か否かの判断を行う。

1. 中立性・偏見：国連の価値観に反するような人種、性別、言語、宗教などに関する差別や偏見の表現がないか。
2. ジェンダー平等：男女の平等や多様性を尊重し、ジェンダーに関する固定観念やステレオタイプを排除しているか。
3. 年齢適切性：学習内容や表現方法が学習者の年齢や発達段階に適しているか。

検討の結果、カリキュラムや教材に不適切な点が見つかった場合は、UNRWA が教員に対して教え方の指導を行い、UNRWA が独自に作成した補足教材の提供等を行う。

## 2.4 EU と UNICEF による難民教育

欧州連合 (European Union: EU) の難民支援活動もまた、「難民条約」の理念に基づいて行われているが、EU の難民政策の方針に大きな影響を及ぼした国際合意文書としては、1997年にオランダのアムステルダムで行われた EU 首脳会議で採択され、1999年に発効した、「アムステルダム条約」があげられる。アムステルダム条約は、1992年にオランダのマーストリヒトで調印された EU の基本条約である、「マーストリヒト条約」の改訂版であることから、「EU 条約」とも呼ばれ、EU の難民政策の基礎になっている。

アムステルダム条約では、難民について、その地位決定や一時的な保護、移住に関する EU での共通の規則を定め (第63条)、難民の庇護に関する国際



的な責任を果たすために、EU加盟国間での連帯と責任分担を促進し（第73条）、難民の基本的な人権や自由の尊重（第177条）を謳っている<sup>50</sup>ことから、EUの難民政策には、「庇護」と「加盟国間の責任分担」の方針があるといえる。また、2008年10月にフランス・カンヌで行われたEU内相会議で採択された「移民・難民に関する欧州協定（The European Pact on Migration and Asylum）」によって、難民を庇護し、加盟国間の共通の方針と原則に基づき、難民を受け入れる立場を明らかにしている。

しかし、難民に関してEUが深刻な危機に見舞われたのは、「欧州難民危機」といわれる、2015年以降の100万人を超える難民の欧州流入である。2011年から続いたシリア内戦による「シリア難民」をはじめ、中東やアフリカからも難民が欧州に避難したことで、EU加盟国間の中で、難民の受け入れ、国境管理等の対応が分かれ、EUとしての難民政策をめぐる溝が深まっていった。2016年6月に行われた英国のEU離脱の是非を問う国民投票においても、移民・難民の英国への流入による英国国民の雇用不安や、国民保健サービス（National Health Service: NHS）の質の低下が大きな論点になった。

表2は、英国がEUを正式に離脱した2020年の時点で、シリア難民を受け入れている欧州の上位国である<sup>51</sup>。これによると、ドイツは憲法で政治的迫害を受けた難民を保護する義務を規定していることもあり、極めて多数の約56万人以上のシリア難民を受け入れており、次いで、スウェーデンが約11万人のシリア難民を受け入れている。約2万人のシリア難民を受け入れているスイスはEU非加盟国であり、約1万4千人を受け入れているノルウェーは、欧州経済領域（European Economic Area: EEA）には加盟しているもののEU加盟国ではない。

2020年はEUにとって、難民政策の方向性を指し示す重要な年であった。欧州委員会（European Commission）は、2020年9月、2008年に制定された「移民・難民に関する欧州協定（European Pact on Immigration and Asylum）」の改正版である、「移民・難民に関する新協定（New Pact on

表2: 2020年の欧州諸国によるシリア難民受け入れ状況

受け入れ国	受け入れ人数	シリア難民総数に占める割合 (%)
ドイツ	562,168人	8.52%
スウェーデン	114,054人	1.73%
オーストリア	53,015人	0.80%
ギリシャ	36,013人	0.55%
オランダ	32,598人	0.49%
スイス	20,077人	0.30%
デンマーク	19,964人	0.30%
フランス	19,265人	0.29%
ブルガリア	17,832人	0.27%
ベルギー	16,555人	0.25%
ノルウェー	14,554人	0.22%
スペイン	14,491人	0.22%
イギリス	11,422人	0.17%

(World Vision: [https://www.worldvision.jp/children/crisis\\_16.html](https://www.worldvision.jp/children/crisis_16.html))

Migration and Asylum)」を公表した<sup>52)</sup>。これにより、EUは、EU域内へ移動する難民の庇護が重要であるとし、難民受け入れを増やす立場を示した。また、同委員会は、2020年11月に、2021年から2027年までのEUの難民政策として、「統合とインクルージョン・アクションプラン (Action Plan on Integration and Inclusion)」を発表した<sup>53)</sup>。これは、2016年に制定した、「第三国からの移民者の統合のための欧州アクションプラン (European Action Plan on the Integration of Third-Country Nationals)」を引き継ぎ、具体化したものであり、難民受け入れはEU加盟国の責任であるが、加盟国の資金面の負担を分担することにより、EUとして今後も難民の受け入れを継続する立場を再度明らかにした。

このアクションプランで示された具体的な政策として、EUが2021年から2027年まで、難民の子どもたちの教育に約3億ユーロ (約470億円: 1ユーロ = 156円) の投資をする財政支援がある<sup>54)</sup>。この予算は、EU加盟国での難民教育プログラム実施や、教員養成、学校の環境整備のために使われており、難

民の子どもたちへのデジタル教育や、受け入れ国で難民の子どもたちが公立学校の授業に参加しやすくなるような言語や文化に関する支援も行っている。

EUの難民教育支援の具体例として、ギリシャでの難民の子どもたちを公立学校に受け入れる難民教育支援プログラムがある。これは、欧州難民危機に対応するために2016年に設けられた「EU域内緊急支援資金措置」による財政支援を受けたギリシャ政府とUNICEFが共同で運営するものである。UNICEFの難民教育支援の理念は、「子どもの権利条約」の第28・29条に謳われている、初等教育を義務かつ無償とし、すべての児童に対して高等教育を利用する機会が与えられ、児童の人格、才能、精神のおよび身体的能力が最大限発達できることを約束する「教育はすべての子どもの基本的人権である」との理念に基づいている<sup>55)</sup>。

このプログラムでは、受け入れ国の言語であるギリシャ語で現地の公立学校に通うことによる言語の障壁、難民として祖国を離れたストレスによる学習意欲の低下、受け入れ国の制度が難民受け入れに十分適応できないなどの問題に対処するため、通訳、宿題支援、教員養成、就学前教育などの活動を行い、難民の子どもたちの権利と福祉を守るために、予防接種や健康診断の機会も提供している<sup>56)</sup>。UNICEFギリシャ事務所の移民・難民支援調整官のローラン・シャビュイ氏は、「人生が停止した状態にある（難民の）子どもたちが学校に通い、ギリシャの子どもたちと触れ合い、仲良くなることは、もういちど彼ら自身の未来を築く手助けになるのです」と述べている<sup>57)</sup>。興味深いことは、この難民教育支援は、難民の子どもたちへの教育支援だけでなく、受け入れ国のギリシャの子どもたちの多文化教育支援にもなることである。

## 2.5 難民教育の課題

以上のように、難民教育支援を行う主要な国際機関は、「教育は基本的人権である」とする、「難民の地位に関する条約および議定書（難民条約）」、「子どもの権利条約」、「アムステルダム条約」等の国際合意文書に謳われる理念に基

づき活動を進めてきた。しかしながら、難民の半数以上が学齢期の子どもであるにもかかわらず、高等教育の就学率は10%未満であり、初等教育、中等教育の段階を含めて教育の機会不平等にさらされている。さらに、2022年2月にロシアがウクライナに侵攻したことにより勃発したウクライナ戦争、2023年10月にパレスチナ武装組織ハマスがイスラエルに大規模攻撃を開始したことで再燃したパレスチナ・イスラエル戦争による深刻な人道危機により、難民は基本的人権である教育を享受するどころか生命の危機に直面している。

難民が基本的人権である教育を享受できるよう措置をとるべき国連安全保障理事会が、大国のパワーポリティクス（権力政治）により人道支援と平和構築に向かわないのは今に始まったことではなく、2003年2月、イラク戦争勃発の約1ヶ月前、当時の米国務長官が安全保障理事会でイラクに対する武力行使の正当性を演説するその日に、同理事会のロビーに戦争の悲惨さと反戦の象徴として飾られていた、ピカソの「ゲルニカ (Guernica)」に青い布を覆い被せたこともある<sup>58)</sup>。現在のパレスチナ・イスラエル戦争に関しても、安全保障理事会は、大国の度重なる拒否権行使により即時停戦の決議が滞っていたが、2023年11月に児童保護を目的とした戦闘休止の決議をまとめた<sup>59)</sup>。

そして、日本でも受け入れが進むウクライナ難民や、パレスチナ・イスラエル戦争から避難する難民が受け入れ国で教育を受けられるまでに必要となるのは、難民申請等の法的手続きの円滑化、トラウマなどによる心のケアなど、難民一人一人に寄り添う支援制度の構築であり、受け入れ国での言語・文化の異なる環境での学習への対応、受け入れ学校のカリキュラム・教材の調整、教員の育成が、難民教育支援の課題である。人口減が加速する日本において、難民への教育を含む人道支援を大きく進める政治的決断と連帯は、今後の労働力不足解消のために避けることのできない移民政策の議論に布石を打つことにもなる。

### 3. 創価大学における難民の教育への取り組み

次に、難民への教育の具体的取り組みとして、日本の高等教育機関がどのように関わってきたかを創価大学を例に検証し、その特徴と課題を明らかにしたい。創価大学は日本の私立大学の中でも国際的な取り組みを行っている大学のひとつであり、創立当初から他大学に先駆けて中国・ロシア（ソ連）からの留学生を受け入れ、近年も文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援」に採択されるなど、創立以来グローバルな教育に力を尽くしてきた。創価大学における難民の教育への取り組みを検証することは、国際競争力を高めグローバル化をいっそう進めようとする日本の高等教育と難民との関係を考えるうえで、一つの手がかりとなるといえるだろう。

創価大学の難民問題への取り組みは、1980年代に難民研究として開始された。

1975年のベトナム戦争終結以降インドシナ難民が発生しボート・ピープルが大きな関心を呼び、さらにアフリカにおける飢餓難民、1980年にはソ連のアフガニスタン介入によるアフガン難民が発生し、難民問題が世界、特にアジアの喫緊の課題になっていった。国連の関係機関や各国の民間団体、ボランティアによる難民救援活動が活発化していくなかで、宗教団体である創価学会の青年平和会議も難民救援募金活動を数多く行い国連へ寄付を続けていた。しかし、難民問題解決には短期的な対症療法では不十分であり中長期的に抜本的に解決する必要から、創価学会青年平和会議は科学的アプローチでその原因を探求し対策を提言する「研究プロジェクト」のために、国際人道問題独立委員会 (ICHI)<sup>60)</sup> に募金の一部を寄付した。

このICHIの委嘱を受けて、1984年末、国連大学と創価大学アジア研究所が共同主催し、アジアにおける難民問題研究プロジェクトが発足した。1985年2月より月1、2回のペースで研究会が開催され、1986年2月にその成果として2つの報告書<sup>61)</sup>が完成し、その「副産物」として、1986年12月、国連大学・創価大学アジア研究所共編『難民問題の学際的研究：アジアにおける歴史的背景の分析とその対策』が出版された<sup>62)</sup>。

その特徴は、難民問題発生の前と事後に対する対応策に焦点を当てている点である。事前の対応策とは、難民問題発生予防措置や早期警報システムの開発、事後の対応策は国際社会における短期的長期的な難民の救援や保護のありかたである。そのような問題意識のもとに、本書の第一部はアジアの難民問題の歴史的背景を扱った論稿、第二部は国際法、国際政治学、経済政策、システム理論の立場から難民問題解決のための提言や政策を検討した論稿という構成になっていた。国連と大学との協力で難民問題解決の方途を探るこの試みは、日本社会においては先駆的なものであったといえるだろう。

1990年代から2000年代初めにかけて、ヨーロッパやアフリカでの難民問題は大変大きな問題となったが、この研究プロジェクト以降、創価大学では組織的に研究が行われることはなかった。しかし、2010年に平和問題研究所でUNHCR 駐日代表ヨハン・セルス氏が「強制移動：人間の安全保障との矛盾」と題し講演<sup>63)</sup>し、さらに2016年には創価大学で開催された人間の安全保障学会総会に、UNHCR 駐日代表ダーク・ヘベカー氏が参加するなど、UNHCR との関係強化していった。また、2017年からは学生が主体となり毎年国連UNHCR 協会難民映画祭の学校パートナーズとして『難民映画祭』を開催するなど、大学、学生、UNHCR との協力のもと、啓発に力を入れた活動が展開していった。2022年からは創価大学グランドデザインのもと、平和問題研究所に難民研究プロジェクトが発足し、研究活動も進められている<sup>64)</sup>。

さらに、2010年代半ばからシリア等中東諸国の難民問題が国際社会の大きな課題となるなか、2017年4月から創価大学はUNHCR 難民高等教育プログラム (RHEP<sup>65)</sup>) に協力し、毎年難民の学生を受け入れることとなった。また同年、日本政府が立ち上げたシリア難民学生受け入れプログラム「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム (Japanese Initiative for the future of Syrian Refugees: JISR<sup>66)</sup>)」によりシリア人留学生の受け入れを開始した。そして、2022年からは、パスウェイズ・ジャパンとの協力で、ロシア侵攻により危機に直面したウクライナからの学生の受け入れも行っている。難民の高等教育支援、難民を留学生として受け入れる支援に、大学として積極的に取り組んでいったのである<sup>67)</sup>。

RHEP は社会経済的な理由で日本の大学に通うことが困難な難民学生のための奨学金制度で、2007年に UNHCR と関西学院大学が開始したプロジェクトである。その背景に、主に経済的な理由で高等教育への道を諦めざるを得ない難民が多く、高等教育を受けていない難民の雇用機会は非常に限られてしまうという難民の社会統合の難しさがある<sup>68)</sup>。

2016年からは国連 UNHCR 協会との協同事業となり、2024年までに15大学が参加している<sup>69)</sup>。これらの大学と連携し、これまでに88名の難民学生が学費、生活費等の支援のもと大学・大学院の高等教育を受けている<sup>70)</sup>。

創価大学では2016年に UNHCR から要請を受けてプロジェクトの覚書を締結し、翌2017年よりアドミッションズセンターが窓口となって難民の学生を毎年1名受け入れている。留学生とは異なる背景を持つ難民学生の支援であり、入学後も一貫してアドミッションズセンターが学業、生活面の支援を行っているが、国連 UNHCR 協会が定期的にカウンセリングを行いサポートが継続されている。また、2021年には大学院国際平和学研究科（修士課程）での受け入れが締結され、学部・大学院の両課程において協定書を締結する初めての大学となった<sup>71)</sup>。

学生の選抜は、国連 UNHCR 協会の選抜を経て大学の公募推薦入試と同じ日程で面接による入試が行われ、最終選考となるというプロセスで行われている。ミャンマー、シリア、ウガンダ等からの学生が、これまでこのプログラムにより入学した。意識的に配慮したのではないが、日本での教育の有無、年齢、性別、地域や背景、能力も大きく異なる多様な学生が受け入れられている。入学後は日本語の授業に問題がないことを前提に、希望の学部で1年生からスタートし、キャリアセンターでの就職相談も含め卒業まで支援が行われ、希望する日本の進学先・就職先へと巣立っている。

創価大学としては、難民の学生自身の希望による難民理解活動や日本人学生との意見交換会、中学生との懇親の場を設ける際の支援を行ってきた。しかし、SDGs の一環としての一般的な広報のほかには、人権に配慮した学生生活を送れることを最優先しており、今後学内外に難民の学生を支援する意義をどう伝えていくかが、大きな課題の一つである。



同様に、創価大学で2017年から受け入れがスタートしたのが、日本政府が運営しシリアからの難民学生を受け入れるプログラム JISR である。2011年以降のシリア危機による難民増加の中で、日本政府の支援策の一つとして、2016年5月20日、安倍首相は「シリア危機により就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供し、将来のシリア復興を担う人材を育成する観点から」として、5年間で最大150人の学生を受け入れると発表した<sup>72)</sup>。この150人のうち、100人を国際協力機構（JICA）の技術協力研修生として、50人を国費留学生として受け入れるもので、JICA では2017年以降毎年20名程度、5年間で67名を受け入れた<sup>73)</sup>。JICA で受け入れられたのは、UNHCR に登録されたヨルダンとレバノン在住の22歳から39歳のシリア人難民たちで、家族の同伴が可能であり、英語で大学院に入学できるという特徴があった。日本語研修1年と修士課程2年のあわせて3年のプログラムである<sup>74)</sup>。2017年から最大で13大学が参加し<sup>75)</sup>、5年間のプログラムは終了したが、人数規模を縮小し2022年以降も6大学が引き続き学生を受け入れている<sup>76)</sup>。

このプログラムの受け入れ大学の1つである創価大学は、5年間で9名の学生を受け入れており、加えて受け入れ学生の家族が通常の学生として1名入学し、同様に支援を行ってきた。学費、生活費、各種生活支援、フォローアップサポート、就業支援等はすべて JICA と運営支援機関の日本開発サービスによる対応だが、大学としては日本語別科生用の日本語科目の無料提供、留学生ティーチングアシスタントとしてのアルバイト雇用による生活支援、留学生用のプレイヤーズルーム、売店と食堂でのムスリムメニューや食品の提供、大学院生寮の使用、研究に関わる補助金制度の活用などを通じて、独自の支援をおこなってきた。

文系大学院の入学希望もあったものの受け入れ態勢が整わず、学生たちの所属は工学研究科・理工学研究科のみであったため、受け入れ担当部署は理工学部事務室となっている。選考は JICA による書類審査、学力選考、受け入れ大学の書類選考、面接、そして最終的に JICA が決定するというプロセスである。志望の段階からほとんどが男性という状況で、受け入れられた9名は全員男性である。2023年現在7名が修了し、そのほとんどが日本で就職もしくは就

職内定を得ており、シリア本国の政情不安が続く現状では日本社会での生活を継続することが現実的とされているといえるだろう。

2022年以降規模が縮小された本プログラムでは、JICAによるサポートも縮小され、少人数の理工学部事務室では負担が大きくなることとなり、新たな受け入れは行っていない。ここには、一般的な留学生とは異なる配慮が必要な難民学生の受け入れには、大学だけでなく多様な支援の関わりが必要であるという課題がみえてくる。また、英語での教育・研究で卒業できる体制ではあるが、日本での就職を考慮したときに日本語教育の必要性も課題である。

また、JISRで入学したシリア人学生と日本人学生が交流する場合は、所属研究室、授業、寮とけてして幅広いものではない。しかしそれでもシリア人学生は、日本人学生の宗教、人種、地域、格差等を感じさせないボーダレスな雰囲気の中で、学業に注力できていると感じていることが重要であるといえよう。

創価大学における3つ目の難民学生の受け入れの取り組みは、ウクライナ・パスウェイズへの参加である。ウクライナ・パスウェイズは、2015年以来、5年間でトルコから31人のシリア人学生を受け入れたプログラムを提供してきた日本難民支援協会（JAR）の事業を2020年に引き継いだパスウェイズ・ジャパンによるプロジェクトである。2022年にロシアがウクライナに侵攻した直後にウクライナ・パスウェイズを立ち上げ、ウクライナ人学生の受け入れを開始した。

パスウェイズ・ジャパンは、シリア、アフガニスタン、ウクライナから学生を受け入れるプロジェクトを実施しており、2017年から2023年にかけて、23の日本語学校と18の大学と協力し難民の学生を受け入れた。これまでにウクライナ人学生108人、シリア人学生39人、アフガニスタン人学生9人を受け入れている<sup>77)</sup>。

創価大学では2022年にロシアによるウクライナ侵攻が始まった直後に、ウクライナの交流大学からの受け入れを検討した<sup>78)</sup>が、混乱の中で交流大学が学生と連携をとれない状況であったため、打診があったパスウェイズ・ジャパンからの事業で3月ごろから具体的に受け入れを検討していった。そして、10名の枠を設け月額8万円の奨学金の給付と宿舍の無償提供を基本とする支援に

より、2022年9月より交換留学生や海外の大学生を受け入れるコースである特別履修課程へ4名のウクライナ人学生が受け入れられた<sup>79)</sup>。

創価大学における入学者の選考は、パスウェイズ・ジャパンの支援の下、入学試験は行わず、日本語・英語の能力も問わずにおこなわれ、学部学生年代であるウクライナの学生と大学との間での個別の契約に基づき受け入れた。そのため4名とも基本的には日本語ではなく英語で大学の授業を受けている。日本語学習のサポートも受けているが、突然の戦争の勃発により日本へ渡航してきた背景から日本語や日本文化に対する知識がほとんどない中、その習得には時間が必要な状況である。また、受け入れ大学によっては1年ごとに方針を検討するようだが、創価大学は学部4年間で受け入れを当初から想定して進めてきた。2023年度以降もパスウェイズ・ジャパンとの協力のもとで、すでに入学した学生も含め全体として10名の枠内での受け入れを行う。

初期の段階で交流校からの受け入れが想定されたことから、大学の受け入れ部署は留学生を担当する国際部となった。受け入れの最初の段階ではパスウェイズ・ジャパンが支援をするが、その後は国際部が全面的に銀行口座の作成や住民登録といった生活上の手続きも行っており、学生生活のサポートを主に担っている。また、2022年9月から2023年4月までは毎月、5月以降は隔月で、パスウェイズ・ジャパンと受け入れ大学の実務者が会議を行い、情報や課題を共有してウクライナ人学生の支援を円滑に進められるような体制が作られている。受け入れが長期化する中で、寮を出ることを希望した場合、住居のフォローをどうするのか、家族の同伴の希望があった場合はどうするかなど、学業だけでなく生活面での支援が必要となってくる可能性がある。民間からはじまったプロジェクトで、今後、大学内での対応を超えたこうした面での国や地域との連携、協力も課題となってくるといえる。

日本人の学生によるサポートは、一般的な留学生に対するものと同じものが用意された。入学後の期間限定で最初の学業や生活の相談を担うボランティア、留学経験者の学生団体ワールド会の企画で、日本語と外国語を1対1で教えあうバディプログラム、留学生全体を統括する留学生会で行うイベントである。

大学としてウクライナからの避難民学生を受け入れたことは報じたものの、基本的な考え方は受け入れ学生の意志を最大に尊重し、難民としての活動ではなく一学生としての学業・生活を優先することとしている。一方で、難民の学生に負担をかけるのではなく、大学として難民の学生を受け入れることの意味を、日本人学生にどう理解してもらおうのかが、ひとつの課題といえるだろう。

創価大学における難民問題への関わりは、インドシナ難民を契機とした研究からスタートした。国連との協力のもとで当時の日本の主要な難民研究者が、難民が発生しない国際社会の構築を目指したものであり、当時の日本における難民問題の研究の前進に大きく貢献するものであった。その後、2000年以降に国際社会において難民の教育への関心が高まり、中でも高等教育の重要性が増すなかで、創価大学が取り組んだ3つの難民の高等教育支援は、UNHCR、日本政府、NGO等の取り組みとともに進められた。

こうした取り組みは、創価大学のみならず日本における難民の高等教育支援の意義と課題を浮き彫りにするものでもあった。それは、難民学生個人のエンパワメント、人権、意思を最大限に尊重し支援するものであるが、そのうえで、国際機関、国家、地域社会とどう協力し支援をするか、そして難民の学生と日本人学生との関わりや大学をはじめとする社会との関係性をいかに築いていくかという、社会的な包摂と統合の課題として提示されているのである。

#### 4. 「SGIの日」記念提言における人権・教育・難民

創価大学の創立者・池田大作先生は、仏法者としての見地から平和、人権、教育へ数々の提言を行ってきた。難民とこれに関わる人権、教育についてもその重要性を訴え続けており、それは創価大学における取り組みの思想的背景ともなっている。そこで、最後にその思想性をもっとも継続的に示されてきたSGI提言<sup>80)</sup>では、人権、教育、難民についてどのように述べられているかを明らかにし、今後の難民教育の思想的基盤となる考え方を提示していきたい。

#### 4.1 SGI 提言における人権と難民

第10回（1985年）提言以降、ほとんどの SGI 提言において平和と不可分であり普遍的価値を持つものとして、人権の重要性が訴えられている。そして、第10回から3回にわたり、募金活動などを通じた難民救援活動を人権擁護という積極的平和創出のための不可分の要件に根差したものであると繰り返し強調している。その背景にはインドシナ難民の発生と日本での受け入れという国際状況に対する仏法的視座に基づいた提言の必要性が高まったことがあるといえるだろう。

また、1980年代後半からは冷戦崩壊後のヨーロッパをはじめとする各地域での難民の大量発生の中、人種・民族問題、難民問題、極右の台頭などに対し、「閉じた心」による分断を乗り越え、民族問題を乗り越える内在的普遍の思想、人権概念を精神面から裏打ちする内省の目の必要性が論じられている（第14回1989年・第15回1990年・第17回1992年・第18回1993年）。

そして、中東の政治的混乱によりシリアを中心に難民問題が生じていった2015年以降も難民問題への言及が連続して行われている。そこでは、難民の子どもたちの教育の重要性（第43回2018年）と創価大学が参加する難民の学生を受け入れるプロジェクト RHEP と JISR への言及（第44回2019年・第47回2022年）があり、特に教育を重視する提言がなされているのが特徴である。

#### 4.2 SGI 提言における教育と難民

SGI 提言の教育と難民問題に関する言及は、国連との連携を非常に重視しているといえる。第12回（1987年）提言において、国連が2001年から2010年までの10年間で「世界市民教育の10年」と決定し、地球規模で平和と人権、環境と開発、文化と対話などのテーマに沿って世界市民教育を推進する構想が提案された。この構想は、創立者・池田先生が当時の UNESCO 事務局長に手紙で提案したことから UNESCO の支持を得て、1997年に開催された国連教育委員会で採択され、1998年に国連総会で承認されている<sup>81)</sup>。

第17回（1992年）提言では、旧ユーゴスラビア内戦やソマリア内戦による難民問題を人類の課題と位置づけ、すべての難民の基本的な人権である教育を享

受するために、途上国地域の女性への教育強化を提言し、女性教育の重要性について、第28回2003年・第29回2009年提言でも強調している。また、第21回（1996年）提言以降、一貫して人権教育の必要性について論じられ、「人権教育による普遍的な人権文化の創造」を目指し、国連による人権教育のためのプログラムを支援し（第30回2005年）、人権教育に関する条約の制定を提案している（第42回2017年）。

創立者・池田大作先生による最後のSGI提言となった第47回（2022年）提言では、新型コロナウイルスで危機的状況に陥った子どもの教育のために、2022年9月に開催された国連の「教育変革サミット」において、「子どもたちの幸福と教育のための行動計画」を採択することが提案されている。子どもの幸福を目的とする教育は、1930年に初版が発刊された『創価教育学体系』で創価学会初代会長・牧口常三郎先生が提唱された創価教育の理念であり<sup>82)</sup>、SGI提言で論じられてきた教育は、創価教育と価値創造の思想哲学に基づく提案と取り組みであったと考察できる。

## おわりに

本論文では、難民教育に焦点を当て、その歴史的経緯、国際機関による取り組み、事例としての創価大学の難民の高等教育支援の取り組みと難民教育を downstream 支える思想的な検討として、創価大学創立者がSGI提言において人権と教育の観点から難民に言及した部分の整理を行った。

第1章では難民教育が歴史的に四期にわたり変遷してきたことを明らかにした。国際連合が国連システム内で難民教育を提供し、UNESCO、UNRWA、UNHCRがその役割を担うことから始まっていった。その後、世界的な「すべてのための教育」のコンセプトの下で、すべての難民の子どもに初等教育を提供することに重点が置かれた。しかし、難民状態が長期化し、彼らが帰国することが困難である状況で、難民キャンプで生活し教育を受けることを前提としたアプローチから国家の教育システムへの統合が目指され、さらに補完的な経路や受け入れ国での連帯と包摂の支援の優先的な取り組みの一つとして、難民

の高等教育支援が本格化していったことが明らかになった。

第2章では、UNHCR、UNESCO、UNRWAなどの国際機関、さらに、EUとUNICEFによる難民教育の取り組みの理念と現状を明らかにした。これらの難民教育支援を行う主要な国際機関は、「教育は基本的人権である」とする難民条約、子どもの権利条約、アムステルダム条約等の国際合意文書に謳われる理念に基づき活動を進めてきた。しかし、難民の半数以上が学齢期の子どもであるにもかかわらず、高等教育の就学率は低く、初等教育、中等教育の段階を含めて教育の機会不平等にさらされているのが現状である。必要とされるのは、難民一人一人に寄り添う支援制度の構築であり、受け入れ国での言語・文化の異なる環境での学習への対応、受け入れ学校のカリキュラム・教材の調整、教員の育成が、難民教育支援の課題であることを提示した。

第3章では、難民の高等教育の必要性が高まるなか、その具体的取り組みに日本の高等教育機関がどのように関わってきたかを創価大学を例に検証し、特徴と課題を明らかにした。創価大学では国連との協力のもとで当時の日本の主要な難民研究者により、難民が発生しない国際社会の構築を目指した研究がスタートし、その後、国際社会において難民教育への関心が高まり、中でも高等教育の重要性が増すなかで、UNHCR、日本政府、NGO等との協力のもと難民の高等教育支援が進められた。この取り組みの検証により、難民学生個人の支援とともに社会的な包摂と統合を目指すという、創価大学のみならず日本における難民の高等教育支援の意義と課題を浮き彫りにすることとなった。

そして、第4章では難民教育の思想的背景を検証する手がかりとなるものとして、創価大学創立者のSGI提言から難民と人権、難民と教育についての言及を検証した。そこで得られた今後の難民教育の思想的基盤となる考え方は、難民救援活動が人権擁護という積極的平和創出のための不可分の要件に根差したものであるということ、「閉じた心」による分断を乗り越え、民族問題を乗り越える内在的普遍の思想、人権概念を精神面から裏打ちする内省の目の必要性、そしてすべての難民の基本的人権である教育を享受し、普遍的な人権文化の創造を目指す人権教育の重要性であった。

歴史的に変化してきた難民教育の取り組みの中で、国際組織の役割とともに



今後、国家、地域、NGO、大学等の高等教育機関の役割がますます大きくなっていくといえる。そのことは、2023年12月、ジュネーブで開催された第2回グローバル難民フォーラムにおける上川陽子外務大臣のスピーチにも明らかである<sup>83)</sup>。大臣は、難民・避難民の自立を支援するための日本国内での取り組みとしてJISRを紹介し、「絶望するのではなく、今は夢を描くことができる。」との難民学生の言葉を引用し、JICAがシリア以外の国・地域からの難民・避難民を対象とした新たな留学プログラムを開始することを発表した。そして、外務大臣はこうした難民支援や保護をNGO、企業、大学等と連携して実施するとしており、NGOや企業とともに、難民の教育における大学、高等教育機関による支援が果たす役割は大きくなっていくと考えられる。

また、JICAは2023年12月に「人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）」を通じた難民支援の取り組みを明らかにした。これは、難民・避難民およびその受け入れ社会の人間の安全保障の実現に寄与するものと位置づけられており<sup>84)</sup>、難民教育も含めて国際開発組織として難民保護にどう関わっていくかの模索が進められている。そして、佐藤安信は冷戦期に確立した難民条約がすでに時代遅れになっていることを指摘し、難民を誰がどう保護するかが問われているとして、人間の安全保障の理念に基づき国家や国際機関だけではなく市民社会や民間セクターも含む社会の構成員すべてが責任を持つという全社会的アプローチの必要性を説いている<sup>85)</sup>。

近年日本が取り組んできた第三国定住による日本での難民受入れの実施、2500名以上のウクライナ避難民の受け入れ、紛争避難民などを確実に保護する補完的保護制度の設置とともに、人道だけでなく開発、平和という視点からも日本における難民支援の優先的な取り組みとして、難民の高等教育支援の重要性は増していくといえるだろう。

佐藤はまた高等教育機関において、様々な限界や苦難を乗り越えて移動し適応していく逞しさを持った難民から学んでいく発想の転換の必要性も主張している<sup>86)</sup>が、これは本論文でみてきたように難民教育が歴史的に社会と難民とを結び付ける方向へと展開し、国際組織による支援も進む中で、創価大学の取り組みが提示した課題と成果や創価大学創立者の示した内在的普遍の思想と共

通するものである。全社会的に多様なアクターが関わり、一人一人に内在する可能性に着目しその力を最大限に発揮できるよう難民教育に取り組むことが、難民と社会とをつなげ人間の安全保障を実現していく方途となっていくのである。

(はじめに、第2章、第4章は渡辺哲子が、第1章、第3章、第4章、おわりに、は葛木文湖が主に執筆を担当した。なお、本研究の一部は日本私立学校振興・共済事業団2023年度女性研究者奨励金の助成を受けて行われた。)

#### 注

- 1) Sarah Dryden-Peterson and Wenona Giles, "Introduction: Higher Education for Refugees," *Refugee*, Vol.27, No.2, 2010, pp.3-9. Khalid H. Arar, "Research on refugees' pathways to higher education since 2010: A systematic review," *Review of Education*, 2021, pp.1-30.
- 2) Khalid H. Arar, *op.cit.*, pp.4-5.
- 3) 第三期までは Sarah Dryden-Peterson, "Refugee Education: The Crossroads of Globalization," *Educational Researcher*, vol. 45, No.9, 2016. に基づいて、時期を区分した。
- 4) Philip W. Jones and David Coleman, *The United Nations and Education*, Routledge Falmer, 2005.
- 5) 1951年の難民条約第22条【公の教育】では「1 締約国は、難民に対し、初等教育に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。2 締約国は、難民に対し、初等教育以外の教育、特に修学の機会、学業に関する証明書、資格証書及び学位の外国において与えられたものの承認、授業料その他納付金の減免並びに奨学金の給付に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。」とされた。
- 6) UNRWA/UNESCO, *UNRWA Department of Education: Annual Report, 2003-2004*, 2005, pp.1-2
- 7) UNHCR, *Revised (1995) Guidelines for Educational Assistance to Refugees*, 1997, p. 5.
- 8) Dryden-Peterson は、国際機関は初等教育以降の奨学金を通じて少数のエリートを支援してきたと指摘している。(Sarah Dryden-Peterson, *op.cit.*, p.477.)
- 9) 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部『インドシナ難民に対する日本語教育20年の軌跡』2000年3月。
- 10) 2003年に難民対策連絡調整会議で決定された「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」では、「今後とも引き続き、子女を対象に、

入学・進学時の経済的負担を軽減し、進学を促進する目的で、教育訓練援助金を支給する。」とされており、それ以前より教育訓練援助金の支給が行われていたことがわかっている。

- 11) 大家重夫『シリア難民とインドシナ難民—インドシナ難民受け入れ事業の思い出』青山社、2017年、pp.115-124。色摩力夫「インドシナ難民対策の現状と課題」『ジュリスト』第781号、有斐閣、1983年、P37。
- 12) 戦後のヨーロッパで避難生活を送る学生を支援する世界的なネットワークの一部として設立された。以来、青少年とその家族、そして地域社会の教育、経済的機会、エンパワメントを支援するカナダのグローバル開発組織として、世界10数カ国で活動を展開している。(WUSC ホームページ <https://wusc.ca/about/2023年12月22日閲覧>)
- 13) Hans H. Reich and Uwe Rohwedder, “Von der Hilfe für Flüchtlinge zur Förderung der Teilhabegesellschaft –Geschichte der Otto Benecke Stiftung e.V, 1965 – 2015,” in Kruger-potratz, Marianne (ed.), *Integration Stiften!: 50 Jahre OBS - Engagement für Qualifikation und Partizipation*, V & R unipress GmbH, 2015, pp.11-35.
- 14) 1989年に締結された子どもの権利条約第 28 条では、「締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、a. 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。b. 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。c. すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。」とし、また第2条では「締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。」とされ、難民への教育にも適応するとされている。
- 15) The World Conference on Education for All, *World Declaration on Education for All*, 1990.
- 16) Sarah Dryden-Peterson, *ibid.*
- 17) Daniel Faas, Christina Hajisoteriou and Panayiotis Angelides, “Intercultural education in Europe: policies, practices and trends”, *British Educational Research Journal*, Vol. 40, No. 2, April 2014, pp. 300–318.
- 18) UNHCR, *Education Strategy 2012-2016*, 2012, p. 8.
- 19) UN, *Global Compact on Refugees*, 2018. (<https://bit.ly/2DUrzXY>)
- 20) 小泉康一『「難民」とは誰か』明石書店、2023年、p.223。
- 21) UNHCR, *Complementary Pathways for Admission of Refugees to Third Countries*, 2019, p.4.

- 22) GCR は、「難民と受け入れ社会の子どもや若者が初等、中等、高等教育を受けられるように、国の教育制度の質と包括性を拡大、強化するために資源と専門性を提供する」ことを確認している (UN, GCR, Paragraph 68.)。
- 23) UNHCR, *Refugee Education 2030: A Strategy for Refugee Inclusion*, 2019.
- 24) Alexander Betts and Paul Collier, *Refuge: Rethinking Refugee Policy in a Changing World*, Oxford University Press, 2017, pp.199-200. (アレクサンダー・ベッツ、ポール・コリアー (滝澤三郎監修) 『難民一行き詰まる国際難民制度を超えて』明石書店、2023年、pp.264-265.)
- 25) UNHCR は難民に補完的な道を提供する教育制度の例として、フランスのシリア難民のためのオクシタニー・ピレネー地中海沿岸地域圏奨学金 (Région Occitane Pyrénées-Méditerranée Scholarship) プログラム、United World Colleges の奨学金プログラムとともに、学生が配偶者や子どもを同伴できる日本政府の「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム (JISR)」を挙げている (UNHCR, op. cit. 2019, p.11.)。ほかに、滝澤三郎「日本の難民問題」『難民を知るための基礎知識—政治と人権の葛藤を越えて』明石書店、2017年、pp.316-317、Saburo Takizawa, "Japan's Immigration Policy 2015-2020: Implications for Human Security of Immigrant Workers and Refugees", *Journal of Human Security Studies*, Vol.10, No.2 (Special Issue 2021), 2021, p.64. を参照。また、JISR についてはエリート主義とご都合主義との批判もあるが、日本の大学を活性化し国際化する効果や特定の労働分野での人手不足の解消、復興後のシリアと日本の架け橋となる可能性も持つとも評価される (Naoko Hashimoto, "Are New Pathways of Admitting Refugees Truly 'Humanitarian' and 'Complementary'?" *Journal of Human Security Studies*, Vol.10, No.2 (Special Issue 2021), pp.21-23.)
- 26) UNHCR (2024) Convention and Protocol Relating to the Status of Refugees [Retrieved January 1, 2024, from <https://www.unhcr.org/media/convention-and-protocol-relating-status-refugees>] pp.14-16.
- 27) 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) (2024) Convention on the Rights of the Child [Retrieved January 1, 2024, from <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-rights-child>]. 日本ユニセフ協会 (n.d.) 子どもの権利条約の考え方 [Retrieved January 8, 2024, from <https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>]
- 28) UNHCR (2024) Data and Statistics Global Trends [Retrieved January 1, 2024, from <https://www.unhcr.org/global-trends>].
- 29) 国連 UNHCR 協会 (n.d.) 教育支援 [Retrieved January 1, 2024, from <https://www.japanforunhcr.org/what-we-do/education>].
- 30) UNHCR (2024) RHEP (難民高等教育プログラム) [Retrieved January 1, 2024, from <https://www.unhcr.org/jp/refugee-higher-education-program>].
- 31) UNHCR (2020) Albert Einstein Academic Refugee Initiative (DAFI) [Retrieved January 1, 2024, from <https://services.unhcr.org/opportunities/education-opportunities/albert-einstein-academic-refugee-initiative-dafi>]. 蔦木文湖「難民の高

- 等教育—補完的保護の優先課題 として—」『創大平和研究』第37号、2023年、pp.7-39。
- 32) UNHCR (2024) RVEP (難民専門学校教育プログラム) [Retrieved January 1, 2024, from <https://www.unhcr.org/jp/refugee-vocational-education-programme/>].
  - 33) UNHCR (2024) Innovation Service [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.unhcr.org/innovation/>]. UNHCR (2024) Help Jordan [Retrieved January 5, 2024, from <https://help.unhcr.org/jordan/en/helpful-services-unhcr/education-services-unhcr/>].
  - 34) UNHCR (2024) UNHCR Education Report 2023 [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.unhcr.org/media/unhcr-education-report-2023-unlocking-potential-right-education-and-opportunity>] p.9.
  - 35) UNESCO (2016) Education 2030: Incheon Declaration and Framework for Action for the Implementation of Sustainable Development Goal 4 [Retrieved January 5, 2024, from <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000245656>] p.8.
  - 36) 外務省 (n.d.) 持続可能な開発のための2030アジェンダ [Retrieved January 5, 2024, from [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402\\_2.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402_2.pdf)].
  - 37) 外務省 (n.d.) 万人のための質の高い教育 [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/education/index.html>].
  - 38) 創価学会教育本部編 (2015) 『わが教育者に贈る』 聖教新聞社 pp.190-192.
  - 39) UNESCO (2023) Global Education Monitoring Report Summary, 2023 [Retrieved January 5, 2024, from [https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000386147\\_jpn](https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000386147_jpn)] p.19.
  - 40) UNESCO (2020) Global Education Monitoring (GEM) Report 2020 [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.unesco.org/en/articles/global-education-monitoring-gem-report-2020>] pp.41-43.
  - 41) UNRWA (n.d.) 活動地域 [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.unrwa.org/> 活動地域].
  - 42) 国際連合広報センター (n.d.) 国連パレスチナ難民救済事業機関 [Retrieved January 5, 2024, from [https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/other\\_bodies/unrwa/](https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/other_bodies/unrwa/)].
  - 43) UNRWA (n.d.) UNRWA の活動 [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.unrwa.org/unrwa> の活動].
  - 44) 国際連合広報センター (n.d.) 世界人権宣言テキスト [Retrieved January 5, 2024, from [https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill\\_of\\_rights/universal\\_declaration/](https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/)] p.5.
  - 45) UNRWA (2023) ヨルダンってどんな国? UNRWA の学校の様子は [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.unrwa.org/japan70th/blog/>].
  - 46) UNRWA (n.d.) UNRWA の活動 [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.unrwa.org/unrwa> の活動].
  - 47) *op.cit.*
  - 48) UNRWA (n.d.) What We Do [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.unrwa.org/what-we-do/curriculum/>].

- 49) UNRWA (2021) Framework for Quality Analysis and Implementation of Curriculum [Retrieved January 5, 2024, from [https://www.unrwa.org/sites/default/files/202109\\_curriculum\\_factsheet\\_0.pdf](https://www.unrwa.org/sites/default/files/202109_curriculum_factsheet_0.pdf)] p.3.
- 50) European Communities (1997) Treaty of Amsterdam Amending the Treaty on European Union [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.europarl.europa.eu/topics/treaty/pdf/amst-en.pdf>] pages 28, 32, and 57.
- 51) World Vision Japan (n.d.) シリア難民の現在の数や流出原因 [Retrieved January 5, 2024, from [https://www.worldvision.jp/children/crisis\\_16.html](https://www.worldvision.jp/children/crisis_16.html)].
- 52) European Commission (2020) New Pact on Migration and Asylum [Retrieved January 5, 2024, from [https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/promoting-our-european-way-life/new-pact-migration-and-asylum\\_en](https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/promoting-our-european-way-life/new-pact-migration-and-asylum_en)].
- 53) European Commission (2020) Action plan on Integration and Inclusion 2021-2027 [Retrieved January 5, 2024, from [https://home-affairs.ec.europa.eu/system/files\\_en?file=2020-11/action\\_plan\\_on\\_integration\\_and\\_inclusion\\_2021-2027.pdf](https://home-affairs.ec.europa.eu/system/files_en?file=2020-11/action_plan_on_integration_and_inclusion_2021-2027.pdf)].
- 54) Sustainable Japan (2023) 欧州委、2027年までの移民・難民政策発表 [Retrieved January 5, 2024, from <https://sustainablejapan.jp/2020/12/06/eu-inclusion-for-all/56561>].
- 55) 日本ユニセフ協会 (n.d.) 子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約) 全文 [Retrieved January 5, 2024, from [https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_all.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html)].
- 56) UNICEF (2017) 欧州難民危機 [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.unicef.or.jp/news/2017/0191.html>].
- 57) *op.cit.*
- 58) Powell without Picaso. The New York Times. February 5, 2003. [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.nytimes.com/2003/02/05/opinion/powell-without-picasso.html>].
- 59) 日本外交、世界の分断緩和を探る. 日本経済新聞. January 3, 2024. [Retrieved January 5, 2024, from <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA227V10S3A221C2000000/>].
- 60) ICIHI は、1983年6月ジュネーブで発足し、任期を3年とし国連の枠外で活動した独立機関で、「自然災害および政治的混乱による大量の人口移動問題への取り組み」を活動方針の一つとし、1988年に最終報告書 (日本語版『地球・人間・生命一人類に勝利はあるか?』(創価学会インタナショナル訳) 毎日新聞社、1989年) を刊行した。副議長の一人はのちに国連難民高等弁務官を務めた緒方貞子である。(国際人道問題独立委員会 (ICIHI) 『難民化の力学一人は、なぜ追い立てられるのか』(創価学会青年平和会議訳) 第三文明社、1990年、pp.262-266。)
- 61) *Refugee Problems in Asia*, 1986. 並びに *A Supplementary Report on the Global Early Warning System for Displaced Persons*, 1986. である。(武者小路公秀・森田三男「序文」国連大学・創価大学アジア研究所共編『難民問題の学際的研究：アジアにおける歴史的背景の分析とその対策』お茶の水書房、1986年、pp. ii - iii。)



- 62) 以上の研究の経緯については、緒方貞子「発刊に寄せて」(国連大学・創価大学アジア研究所共編、前掲書、pp. v - vi。)ならびに安世舟「あとがき」(国連大学・創価大学アジア研究所共編、前掲書、pp.349-354。)並びに、栗野鳳「難民問題の変容と対応をめぐる一考察」『国際政治』第87号、1988年、pp.57-71を参照。
- 63) ヨハン・セルス「強制移動：人間の安全保障との矛盾」『創大平和研究』第25号、2010年、pp.99-105。2010年12月4日に第45回平和講座で講演。
- 64) 創価大学ホームページ (<https://www.soka.ac.jp/sgd2030/jp/index.html>、2024年1月17日閲覧)
- 65) RHEP については、UNHCR ホームページ (<https://www.unhcr.org/jp/refugee-higher-education-program2024年1月17日閲覧>) を参照。
- 66) JISR はアラビア語で「架け橋」を意味する。
- 67) 以下、創価大学の取り組みについては、アドミッションズセンター、理工学部事務室、国際課の各担当者により提供された資料等に基づき、筆者の責任で論じたものである。
- 68) UNHCR 駐日事務所・国連 UNHCR 協会「UNHCR 難民高等教育プログラム(RHEP) 2023年版」(UNHCR 駐日事務所より提供された資料)
- 69) 2007年以降2024年までの受け入れ大学は、関西学院大、青山学院大(2023年現在不参加)、明治大、津田塾大、創価大、上智大、明治学院大、聖心女子大、広島市立大、早稲田大、関西大、帝京大、天理大、山梨学院大、神奈川大、京都光華女子大。(UNHCR 『At a Glance』 Vol.1, 2015、「難民受け入れ8校の模索」『日本経済新聞』2017年8月9日、「難民問題：広がる教育支援、進むか難民理解」『毎日新聞』2021年9月24日夕刊に基づき整理。)
- 70) 国連 UNHCR 協会『活動報告2022』2023年、p.13。
- 71) 国連 UNHCR 協会ホームページ (<https://www.japanforunhcr.org/news/2021/22222>、2024年1月17日閲覧)
- 72) 『朝日新聞』2017年2月3日。
- 73) 受け入れ人数は2017年28名(内 JICA19名)、2018年29名(同20名)、2019年22名(同12名)、2020年16名(同6名)、2021年20名(同10名)。また、2022年は6名(同6名)。(出入国在留管理庁報道発表資料、2023年3月24日、<https://www.moj.go.jp/isa/content/001393014.pdf>、2024年1月17日閲覧)。なお外務省によれば2017年から2022年までに125名が受け入れとのことである。(外務省『2022年版開発協力白書』[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/22\\_hakusho/honbun/b3/s7.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/22_hakusho/honbun/b3/s7.html)、2024年1月17日閲覧)
- 74) JICA ホームページ <https://www.jica.go.jp/Resource/syria/english/office/others/jisr.html>、2024年1月12日閲覧)
- 75) NHK 解説記事「紛争10年 日本に逃れてきたシリア人留学生たち」(2021年3月18日)(NHK ホームページ <https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/700/445384.html>、2024年1月19日閲覧)に基づく。また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 高等教育質保証の海外動向発信サイト QA UPDATES (<https://qaupdates.niad.ac.jp/2017/01/18/jisrlaunch/>、2024年1月7日閲覧)並びに『読売新聞』2017年9



- 月15日によれば11大学、『読売新聞』2019年8月24日によれば12大学とのことである。
- 76) 2023年12月13日、第2回グローバル難民フォーラムにおいて上川外務大臣は、2023年にJICA がシリア以外の国・地域からの難民・避難民を対象に新たな留学プログラムを開始するとスピーチした。(外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100594658.pdf>、2023年12月25日閲覧)
  - 77) パスウェイズ・ジャパンホームページ (<https://pathways-j.org/>) (2023年12月25日閲覧)
  - 78) 当初は、学術交流協定校であるキーウ貿易経済大学からの受け入れを検討していた。(創価大学ホームページ <https://www.soka.ac.jp/news/2022/04/7097/>、2024年1月17日閲覧)
  - 79) 創価大学ホームページ (<https://www.soka.ac.jp/news/2022/06/7279/>、2024年1月17日閲覧)
  - 80) SGI は創価学会インターナショナルの略語。1975年に創設され、以後各国の創価学会を統括する組織である。その会長であった創価大学創立者・池田大作先生は、1983年1月の「第8回 SGI の日記念提言 (以下、SGI 提言)」以降、2022年の第47回提言 (通算40回目) まで、毎年 SGI 提言を発表した。池田大作先生は長年、仏法思想に基づく平和と文化の発信と行動をおこなってきたが、その思想性がもっとも継続的に示されてきたのが SGI 提言である。SGI 提言については次を参照した。池田大作『池田大作全集』第1巻、聖教新聞社、1988年、pp.106-273。(SGI 提言第8～13回)、池田大作『池田大作全集』第2巻、聖教新聞社、1999年、pp.26-268。(SGI 提言第14～20回)、池田大作『池田大作全集』第101巻、聖教新聞社、2011年、pp.10-318。(SGI 提言第21～27回)、池田大作『池田大作全集』第150巻、聖教新聞社、2015年、pp.10-292。(SGI 提言第28～32回)、創価学会青年部ホームページ (<http://www.sokayouth.jp/proposals.html>) (SGI 提言第34～47回)。
  - 81) 創価学会公式ホームページ (<https://www.sokagakkai.jp/daisakuikeda/proposals/>) (2024年1月5日閲覧)
  - 82) 牧口常三郎『牧口常三郎全集 創価教育学体系 (上)』第5巻、第三文明社、1982年、p.15。
  - 83) 第2回グローバル難民フォーラムにおける上川外務大臣のスピーチ (2023年12月13日) 外務省ホームページ ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ha\\_er/pageit\\_000001\\_00075.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ha_er/pageit_000001_00075.html)、2024年1月11日閲覧。)
  - 84) JICA ホームページ ([https://www.jica.go.jp/information/topics/2023/20231228\\_01.html](https://www.jica.go.jp/information/topics/2023/20231228_01.html)、2024年1月11日閲覧。)
  - 85) 佐藤安信「難民とSDGs—地球社会のパイオニアとして」野田真里編『SDGsを問い直す—ポスト／ウィズ・コロナと人間の安全保障』法律文化社、2023年、pp.38-55。
  - 86) 佐藤安信、同書。